

在宅療養普及啓発動画作成業務委託仕様書

甲府市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が締結する上記の取引にかかる委託契約（以下「本委託契約」という。）について、委託業務を遂行する条件を次のとおり定める。

1 業務委託名

在宅療養普及啓発動画作成業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和5年11月末日まで

3 履行場所

指定場所

4 業務目的

本委託契約は、甲府市を含む9市1町（韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・山梨市・甲州市・中央市・昭和町）の自治体連携による在宅療養普及啓発動画（以下「動画」という。）の作成等を行い、その地域市民へ在宅療養に関する情報を普及・啓発すること、及び在宅医療・介護関係者の魅力や働き甲斐を発信することで人材の確保・定着につながることを目的とする。

5 業務理念

乙は業務を実施するにあたり、甲の目的を十分理解し、適切な人員を配置して、正確かつ丁寧に行わなければならない。

6 業務内容

乙が行う主な業務は、次のとおりとする。

(1) 撮影業務

ア 撮影人員及び機材等

乙が用意する。甲及び出演者と打合せ・調整のうえ撮影すること。

イ 出演者

甲が選定するものとする。

ウ 撮影内容

(ア) 在宅医療・介護連携の映像（約20分）

目的としては、退院から在宅療養への連携の様子や実際の利用者とその家族の心構えや感想を通して、在宅でも必要な医療・介護サービスが利用でき、自分らしい生き方ができることを広く知ってもらう。

※ 自治体連携地域内で2ケースの撮影を想定。

(イ) 在宅で働く各専門職の活躍する映像及び各専門職の求められる役割と働き甲斐に関するインタビュー映像（12職種×約1分）

各専門職の魅力をアピールすることで、人材確保・定着につなげたい。

※ 職場、在宅療養先、会議室等でのインタビュー撮影を想定。

(2) 動画編集業務

ア 視聴者に分かりやすく情報が伝わるよう必要に応じて、映像、画像、テロップ及びBGMや効果音等をつけること。また、ナレーターによる解説を入れること。また、全編に字幕を入れること。

イ (1)ウの(ア)、(イ)は、分割して再生可能にすること。

ウ 甲と打合せのうえ、各動画に関して2回程度の修正を実施すること。

(3) 完成品

ア (2)を編集した動画（以下、通常版という）（約35分）

イ アを要約した動画（以下、ダイジェスト版という）（約10分）

ウ ア及びイを広く見ってもらうためのPR用動画（約15秒）

※ 一般向け及び在宅医療・介護関係者向けの2パターン

7 成果品

(1) 作成した映像を収録したDVD

ア ホームページ、SNS、甲府市大型ビジョン等で再生可能なデータ。（10枚）
動画ごと分割して再生可能にすること。また、6(3)を1つのDVDに入れること。

イ 一般的な家庭用DVDプレイヤーで再生可能であり、コピーガードを行わずパソコンで再生、複製が可能な形式のDVD

(ア) 通常版（150枚）

(イ) ダイジェスト版（150枚）

※ 2つの動画についてメニューで選べるようにすること。

(2) 甲が指示するア～ウ等のデータ

ア 動画内の映像を静止画にしたデータ

イ 動画内で使用し、印刷物でも使用できる可能性のあるデータ

ウ 動画タイトルのロゴデータ

8 その他運営上の要件

契約後の業務においては、甲と協議を重ねながらスケジュールを作成し、そのスケジュールに沿って実施すること。

9 業務完了報告

乙は、動画制作業務の完了後、業務完了報告書を甲に提出するものとする。

10 委託料の支払い

甲は、9に定める業務完了報告書の提出を受けたときは、乙の請求に基づき、委託料を一括して支払うものとする。

11 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、必要に応じて甲と随時行うものとする。なお、協議に要する移動等の経費については、すべて乙の負担とする。
- (2) 業務実施に係る協議を行った場合は、乙がその都度要旨録を作成し、提出する。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務において乙が取り扱う個人情報については、甲の保有する個人情報として甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じることとする。
- (5) 乙等が使用する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分に注意の上、自らの責任において使用することとする。
- (6) 本業務の遂行において必要な取材等に際して、乙は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても乙において行うものとする。
- (7) 使用する映像、イラスト、写真、音声、楽曲等について第三者が権利を有するものを使用する場合には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料等の負担と責任は、全て乙が負うこと。
- (8) 乙は、本業務の履行にあたり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、甲の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (10) 本委託契約から生ずる著作権その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。
- (11) 業務完了後に、乙の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は乙の負担とする。
- (12) 乙は、労働基準法をはじめ関係法令及び本委託契約の条項を遵守し、業務を履行すること。
- (13) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める業務の実施にあつたて疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と乙は協議を行うものとする。

12 留意事項

本業務の履行にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対策を十分講じること。